

「令和7年度マイナンバーカード申請出張サポート等業務委託」 提案競技募集要項

この要項は、市民の身近な場所でマイナンバーカードの申請方法やカードの健康保険証利用申込方法、公金受取口座の登録方法等がわからない方などへ申請手続き等のサポートを行うことによりカードの普及を促進するための申請出張サポート業務及び市民の利便性向上等を図るため、上記のサポートに関する限りに限らず、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に関する事項など、カードに関するさまざまな問い合わせ等を受け付け、適切な情報提供及び関係部署・機関への取り次ぎ等を行う業務の受託事業者を選定するための提案競技への参加について必要な事項を定めたものです。提案競技に参加を希望する者は、以下の事項を熟読し、了知したうえで、申込を行ってください。

1 提案に付する事項

- (1) 業務の名称 令和7年度マイナンバーカード申請出張サポート等業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 提案を求める事項 別添資料1「提案仕様書」参照
- (4) 提案に係る経費の上限額 532,903,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提示予定の上限額は、令和7年度予算の議決を前提としたものです。

2 提案競技に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所
福岡市総務企画局DX戦略部データ活用推進課
電話番号：(092) 707-3674（直通）／FAX番号：(092) 733-5594
電子メール：d-katsuyou.GAPP@city.fukuoka.lg.jp

3 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_

index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 共同企業体（コンソーシアム）で参加する場合には、上記要件に加え以下の要件を満たすこと。
 - ① 共同企業体の構成員は、業務分担にかかわらず、各々が発注者に対し、連帶して委託業務全ての責任を負うものとする。
 - ② 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加する者でないこと。
 - ③ コンソーシアム構成企業間で協定を締結していること。（別添参考資料「コンソーシアム協定書（案）」参照のこと。）

4 提案競技のスケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 提案募集の公示 | 令和7年1月21日（火） |
| (2) 質問期間 | 提案募集公示日～令和7年1月29日（水） |
| (3) 参加申込受付期間 | 提案募集公示日～令和7年2月5日（水） |
| (4) 提案書提出期限 | 参加資格確認日～令和7年2月17日（月） |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年2月下旬予定 |
| (6) 最優秀提案者の決定 | 令和7年3月上旬 |
| (7) 契約の締結 | 令和7年4月1日（火）予定 |

5 質問及び回答

この提案競技に関する質問がある場合は、質問書（様式第3号）を作成のうえ、以下の期間に担当部署宛に電子メールにて提出すること。

- (1) 質問受付期間
提案募集公示日～令和7年1月29日（水）まで

(2) 質問に対する回答

令和7年2月3日（月）までに下記の福岡市ホームページ上に掲載します。

福岡市ホームページ

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>)

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答（ページ内メニュー）>「令和7年度マイナンバーカード申請出張サポート等業務委託」提案競技に係る質問と回答について

(3) その他

- ① 電子メールの件名は、「【令和7年度マイナンバーカード申請出張サポート等】提案競技に関する質問」とすること。
- ② 同趣旨の質問が複数あった場合には、とりまとめのうえ回答します。
- ③ 質問者の名称等は非公開とします。
- ④ 評価及び審査に関する質問については、回答できません。
- ⑤ 現行契約の内容に関する質問については、回答できません。
- ⑥ 電子メールの送信にあたり、件名、本文、及び添付ファイル名に機種依存文字等の特殊文字を使用しないでください。使用すると、文字化け等の発生により受信できない場合があります。

6 参加申し込み

(1) 参加申込書

福岡市ホームページ

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>)
福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>募集状況（ページ内メニュー）>「令和7年度マイナンバーカード申請出張サポート等業務委託」提案競技の参加者募集についてからダウンロードすること。

(2) 受付期限 令和7年2月5日（水）午後5時まで

(3) 提出先 提案競技に関する事務を担当する部署

(4) 提出方法 提案競技への参加を希望する事業者は、次項の提出書類を提出先まで持参、郵送又は電子メールで送付してください。郵送による場合には、提出期限必着とすること。

※原本の提出が必要な場合は、電子メール不可。

(5) 提出書類

以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑧の提出を免除する。

- ① 提案競技参加申込書（様式第1号）
- ② 登記事項証明書（法人の場合）

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

- ③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

- ④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

- ⑤ 委任状（様式第1-2号）

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

- ⑥ 誓約書（様式第1-3号）

注1) 様式第1-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

- ⑦ 役員名簿（様式第1-4号）

注1) 様式第1-4号に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

- ⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本

等変動計算書、個別注記表の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。

⑨ 会社概要（パンフレットなど）

⑩ 過去5年以内の類似案件の受託実績一覧（様式第1-6号）

⑪ 共同企業体での申込みの場合は、コンソーシアム協定書の写し

注1) 共同企業体で申込みする場合には、②～⑩について構成員全てのものを提出すること。ただし、構成員のうち、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑧の提出を免除する。

（6）参考資料の提供

参加申込書の提出があった後、提案における参考資料として、令和6年度の当該事業に係る以下の資料の提供を予定しています。

- ・コンタクトセンターの受付実績（令和6年度12月末時点）

- ・会場別のサポート実績（令和6年度12月末時点）

- ・マイナンバーカード総合窓口のFAQ

（7）参加資格の確認通知

参加申込書を提出した者について、参加資格を確認のうえ、参加資格の有無を令和7年2月10日（月）までに、担当者宛に電子メールでお知らせします。なお、電話等による結果のお問い合わせにはお答えできません。

期限までに申込書を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができません。なお、参加資格有りと確認された者であっても、確認通知後に参加資格の要件を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがあります。

（8）参加辞退

参加申込書を提出した後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに「提案競技参加辞退届」（様式第2号）を提出すること。

7 提案書の提出

提案競技への参加者（以下「提案者」という。）は、以下の要領に従い、提案書を提出してください。

（1）提出期限 令和7年2月17日（月）午後5時

（2）提出先 提案競技に関する事務を担当する部署

※受付は開庁日の午前10時から午後5時まで

- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送による場合には特定記録郵便または簡易書留によることとし、提出期限必着とすること。
- (4) 部 数 提案書（印刷物）10部（正本1部、副本9部）
- (5) 内 容 別添資料2「提案書作成要領」に従い作成すること。
- (6) 留意事項
- ① 提案書の提出は、1提案者につき1案とします。
 - ② 提出期限後の提案書の記載内容の追加、修正は認めません。
 - ③ 提出期限までに提案書の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
 - ④ 令和7年2月21日（金）までに提案内容説明会（プレゼンテーション）の日について、担当者宛に電子メールでお知らせします。
 - ⑤ 提案数が多い場合等には、提案書書類審査により提案者の一次選定を行う場合があります。一次選定を行った場合には、落選した提案者へは、④のお知らせに代えてその旨をお知らせいたします。なお、通知前に一次選定の実施の有無等に係るお問合せにはお答えできません。

8 提案内容説明会（プレゼンテーション）の実施

- (1) 日 時 令和7年2月下旬予定
- (2) 時 間 提案書の提出期限後に通知します。
- (3) 場 所 福岡市役所内（提案書の提出期限後に通知します。）
なお、WEB会議システム等によるプレゼンテーションとする場合があります。
- (4) 提案内容説明（プレゼンテーション）
提出いただいた提案書をもとに選定委員に対し、提案内容を説明していただきます。
- ① 時間配分 準備時間5分、説明時間20分、質問時間10分、撤去時間5分
 - ② 説明者 1者につき3名まで（参加事業者の社員に限る）
 - ③ プrezentationにプロジェクターを使用する場合には、7（6）④の通知でお知らせする期限までにその旨を担当者までご連絡ください。投影に必要な機器はこちらで用意いたします。
また、プロジェクターで投影する内容は、ご提出いただいた提案書のみとします。

9 最優秀提案者の決定

- (1) 審査及び選定
- ① 選定委員による提案内容に係る意見及び提出された受託実績を基に審査し、

提案者の中から最も優れた提案者を選定します。

評価項目及び配点等は、別添資料3「評価項目表」のとおり。

- ② 技術点が45点（技術点満点の50%）に達しない者は、最優秀提案者としない。
- ③ 価格点については、以下のとおりの計算方法で評価する。ただし、小数点以下は第3位を切り捨てる。

$$15 \text{ 点} \times (1 - \text{提案価格} / \text{提案経費上限額}) = \text{価格点}$$

- ④ 提案競技に関する事項について、この募集要項に定める手段以外の方法で、関係者と直接、間接を問わず、連絡を求めた場合は失格とし、審査の対象としません。
- ⑤ 必要に応じて、提案内容や提出書類の内容について説明を求める場合があります。

（2）審査結果通知

令和7年3月上旬までに提案者全員の担当者宛てに電子メールで通知します。また、審査結果について、福岡市ホームページにて公表します。なお、最優秀提案者以外の提案者名は非公表とします。

10 最秀提案者との契約について

この提案競技における最優秀提案者と協議のうえ、提案内容を反映させた委託仕様の調整を行い、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る価格協議を行います。また、委託仕様の調整にあたっては、原則として選定された提案内容を基に作成することとしますが、提案者と協議のうえ、提案仕様に定める業務要件を大きく逸脱しない範囲で提案内容からの一部変更や要件等の追加を行うことがあります。

委託仕様の調整協議において合意に至らなかった場合には、次点の提案者を繰り上げ採用することがあります。なお、採用取消しに伴う補償等は一切行いません。

なお、この提案競技の対象となる委託契約は、令和7年度予算の議決を前提としたものですので、契約の締結を確約するものではありません。

11 留意事項

- （1）提案書等の作成その他の提案競技参加に係る諸費用は、全て提案者の負担とします。
- （2）提案書提出後、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- （3）審査結果の採点内容に関する質問には一切お答えできません。
- （4）交付した書類は、この提案競技参加に関する目的以外での利用はできません。
- （5）提出された提案書その他の提出書類一切については、返却できません。なお、提出書類をこの提案競技の目的以外に無断で使用することはありません。
- （6）提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製することができます。

- (7) 提出書類又は提案内容に虚偽若しくは実施不可能な内容があった場合には失格とします。
- (8) 提案書の著作権は提案者に帰属します。
- (9) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとします。
- (10) 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、参加資格を欠くこととなった場合や措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合その他失格要件に該当した場合は、契約の相手方としないことがあります。
- (11) この提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き日本語及び日本国通貨に限ります。